

子ども・子育て支援事業計画の確保方策について

資料4

(1) 幼児期の教育と保育

実施事業	本市事業	担当課	実施内容（対象、実施場所等）	対象年齢	平成25年度	平成26年度（見込）	根拠法令 (子)子ども・子育て支援法 (児)児童福祉法 (学)学校教育法 (母)母子保健法
					利用(申込)者数	利用(申込)者数	
①保育の実施	保育所（園） 認定こども園	幼児課	保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対し、保育を実施する事業	0歳～6歳	申込者：2,814人	申込者：2,994人 (認可外：258人)	(児)第24条 (子)第34条
②幼児期の学校教育	幼稚園 認定こども園	幼児課	就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施する事業	0歳～6歳	申込者：1,464人	申込者：1,522人 (私立：273人)	(子)第34条 (学)第22条

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業	延長保育事業	幼児課	特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の延長保育にかかる利用料について、その全部又は一部を助成することにより必要な保育を確保する事業	0歳～5歳児	認可保育所（全施設） 実利用者数1,416人	認可保育所（全施設） 実利用者数1,499人	(子)第59条第2号
②利用者支援事業	利用者支援事業	幼児課	子ども及び保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及び保護者の身近な場所において、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業	—	未実施	1カ所 利用者支援員1名	(子)第59条第1号
③多様な主体の参入促進事業		幼児課	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業	—	未実施	巡回指導員1名	(子)第59条第4号
④放課後児童健全育成事業	児童育成クラブ	子育て支援センター	保護者が労働等により風間家庭にいない、小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る事業	6歳～12歳	入会希望者数 1,000人	入会希望者数 1,159人	(子)第59条第5号 (児)第6条の3第2項
⑤地域子育て支援拠点事業	つどいの広場 子育て支援センター 地域子育て支援センター	子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、その他の援助を行う事業	0歳～6歳	つどいの広場13,359人 地域子育て支援センター2,368人 子育て支援センター19,050人	つどいの広場16,495人 地域子育て支援センター2,669人 子育て支援センター21,473人	(子)第59条第9号 (児)第6条の3第3項
⑥病児保育事業	病児・病後児保育	子育て支援センター	疾病にかかっている「保育を必要とする乳幼児」及び「家庭において保育を受けることが困難となった小学生」について保育所、認定こども園、病院、診療所等の施設において保育を行う事業	6カ月～9歳	病児・病後児保育事業（オルミス）延べ利用者数 620人	病児・病後児保育事業（オルミス）延べ利用者数 650人	(子)第59条第11号 (児)第6条の3第13項
⑦子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援センター	児童の一時的な預かりまたは外出支援について、援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者の連絡・調整、講習の実施その他必要な支援を行う事業	3カ月～12歳	ファミリー・サポート・事業 延べ利用者数3,316人	ファミリー・サポート・事業 延べ利用者数3,453人	(子)第59条第12号 (児)第6条の3第14項
⑧子育て短期支援事業	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業	子ども家庭課	家庭において一時的に養育が困難となる児童を一定期間、市が指定する施設において必要な養育を行うことで、保護者の生活の安定、児童の福祉の向上を図る。 実施施設：24時間対応市内認可外保育所2箇所、市外児童養護施設1箇所 計3箇所	0歳～18歳未満	利用延べ日数 ショートステイ 56日 トワイライトステイ 2日	利用延べ日数 ショートステイ 80日 トワイライトステイ 10日	(子)第59条第6号 (児)第6条の3第3項
⑨養育支援事業・要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援ヘルパー派遣事業、要保護児童対策地域協議会	子ども家庭課	就学前の児童を養育する家庭で、特に保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護不適切である家庭に対し、家事・育児のヘルパー派遣を実施する。 委託事業所：4事業所（3年間有効）	0歳～18歳未満	ヘルパー延べ利用時間 279時間 児童虐待相談対応件数 406件	ヘルパー延べ利用時間 400時間 児童虐待相談対応件数 435件	(子)第59条第8号 (児)第6条の3第5項 第25条の2
⑩乳児家庭全戸訪問事業	すこやか訪問事業、養育支援訪問事業	健康増進課・子育て支援センター	すべての乳児のいる家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」、「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談・助言・援助」を行う。	出生～4カ月	訪問者数 すこやか訪問 1,326人 養育支援訪問 197人	訪問者数 すこやか訪問 1,380人 養育支援訪問 200人	(子)第59条第7号 (児)第6条の3第4項
⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健診事業	健康増進課	妊婦健康診査費を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できるようにする。	10代～40代	受診者数 1,442人	受診者数 1,480人	(子)第59条第13号 (母)第13条第1項

■今後検討事業（国制度設計の状況や事業者意向等を踏まえ、検討を行う。）

⑫一時預かり事業	一時預かり事業	幼児課	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所や幼稚園その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業	保育所0歳～5歳児 幼稚園3歳～5歳児			(子)第59条第10号 (児)第6条の3第7項
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業		幼児課	世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や運防具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育にかかる行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業	—			(子)第59条第3号

(1) 幼児期の教育と保育 (①保育の実施)

担当	幼児課
----	-----

現 状

対象年齢：就学前児童
 児童福祉法に基づき、保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、保育を実施する。
 平成26年4月1日現在
 施設数：公立保育所 6箇所（定員600人）、私立認可保育所 15箇所（定員2,005人）
 家庭的保育施設 6箇所（定員18人）
 入所者数計：2,761人（公立保育所619人、私立認可保育所2,125人、家庭的保育施設17人）

量の見込み算出方法

- 国手引きによる見込み（就学前）【単位：希望者数（人）】
 量の見込み（人）＝家庭類型別児童数（人）×利用意向率（割合）

※量の見込みには、今後利用したいなど潜在的な需要を含むことから、潜在的な需要は段階的に発現するものと見込み、

（単位：人）

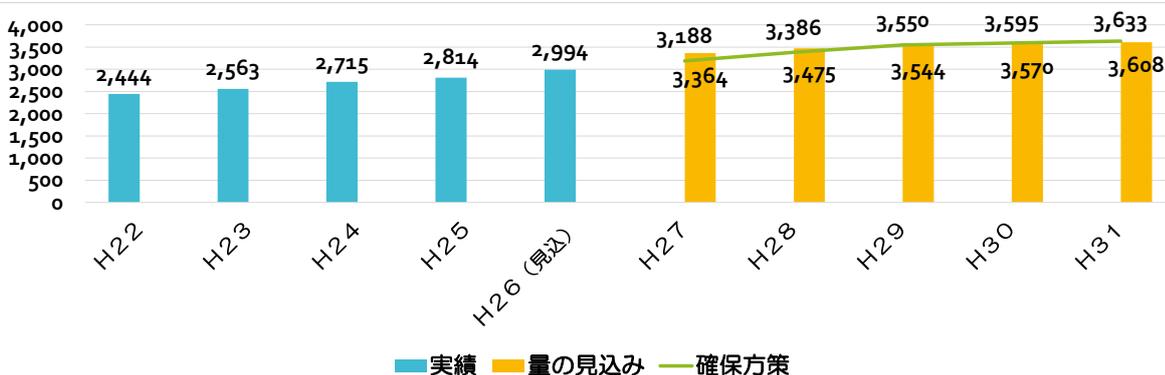
実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	申込数		2,444	2,563	2,715	2,814
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	3号保育認定（0-2歳）	1,345	1,410	1,449	1,496	1,547
	2号保育認定（3-5歳）	2,019	2,065	2,095	2,074	2,061
申込数計		3,364	3,475	3,544	3,570	3,608
確保方策（案）	3号保育認定（0-2歳）	1,331	1,414	1,455	1,490	1,528
	2号保育認定（3-5歳）	1,857	1,972	2,095	2,105	2,105
	確保数計（定員）	3,188	3,386	3,550	3,595	3,633
	内訳※1	【既存施設】2,881人 公立⑥600人 私立認可⑩2,005人 家庭的保育⑥18人 認可外※2③258人	【新規増員】 私立認可創設130人 定員増整備等68人※3	【新規】 定員増整備等164人※3	【新規】 定員増整備等45人※3	【新規】 定員増整備等38人※3
備 考	※1）確保方策（案）の内訳中、○内の数字については、施設数 ※2）認可外については、認可外移行可能性調査対象施設および自治会立施設のうち保育相当数 ※3）定員増整備等については、需要量推移をみながら、幼保一体化（認定こども園）と併せた定員増、小規模保育所整備、認可外保育施設認可化移行、幼稚園預かり保育、弾力運用等※4）等を組み合わせ、必要な増員を行う。					

確保方策（案）

○可能な限り早期の待機児童解消を目指して、小規模保育事業開設や認可保育所の新設、その他必要な施設整備等を実施する。（平成26年度に緊急対策事業実施）

○緊急対策実施後、需要量推移をみながら、幼保一体化（認定こども園）と併せた定員増、小規模保育所整備、認可外保育施設認可化移行、幼稚園預かり保育、弾力運用（※4）等を組み合わせ、必要な増員を行う。

※4）「弾力運用」＝施設整備基準の範囲内で、定員を超えた受入れを行うもの



(1) 幼児期の教育・保育 (②幼児期の学校教育)

担当

幼児課

現 状

対象年齢：就学前児童
 学校教育法に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施する。
 平成26年4月1日現在
 施設数：公立幼稚園 10箇所（定員1,040人）、私立幼稚園 4箇所（定員785人）
 入園者数：1,522人

量の見込み算出方法

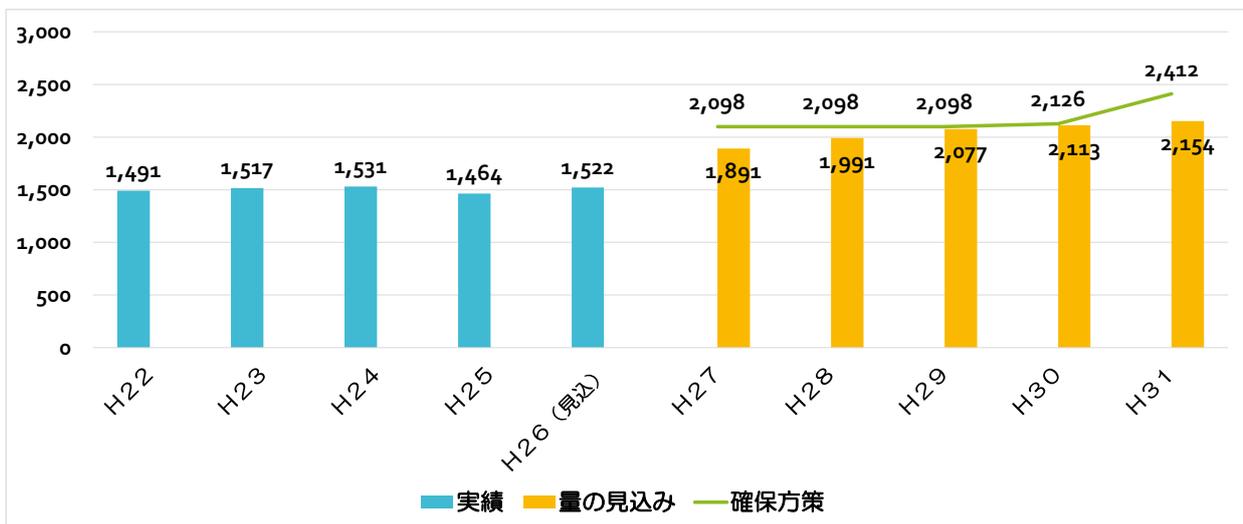
●国手引きによる見込み（就学前）【単位：希望者数（人）】
 量の見込み（人）＝家庭類型別児童数（人）×利用意向率（割合）

※量の見込みには、今後利用したいなど潜在的な需要を含むことから、潜在的な需要は段階的に発現するものと見込み、利用意向率は、H27年度からH31年度に向けて、徐々に増加するものとしている。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）	
	申込数	1,491	1,517	1,531	1,464	1,522	
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31	
	1号教育認定（3歳）	397	456	522	563	617	
	1号教育認定（4,5歳）	1322	1354	1366	1357	1341	
	2号保育認定（3歳）	42	48	55	59	65	
	2号保育認定（4,5歳）	130	133	134	134	131	
	申込数計	1,891	1,991	2,077	2,113	2,154	
確保方策（案）	確保数（定員）	2,098	→			2,126	2,412
	内訳（※1）	【既存施設】 公立⑩ 1,040人 私立④ 785人 認可外（※2）273人		【新規】 認定こども園・3歳児保育拡充等による対応/314人（主として3歳児需要への対応）			
備 考		※1）確保方策（案）の内訳中、○内の数字については、施設数 ※2）認可外については、認可外移行可能性調査対象施設および自治会立施設のうち幼稚園相当数					

確保方策（案）

○幼稚園における需要の推移を見極めながら、幼保一体化に伴う認定こども園の開園等により、3歳児への幼児教育の拡充を図る。



(2) ①時間外保育事業 (延長保育事業)

現 状

担当

幼児課

対象年齢：0歳児～5歳児
 勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、認可保育所の開所時間（11時間）を越えて保育を行う事業。
 全認可保育所にて実施（公立6保育所、私立認可13保育園）

量の見込み算出方法

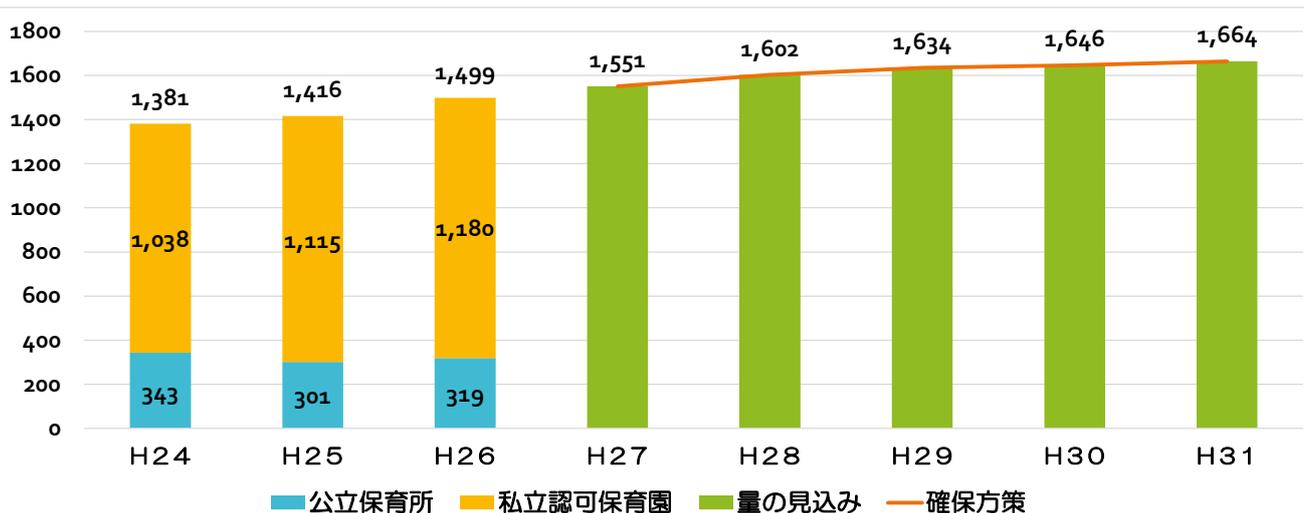
●本市独自の算出方法【単位：利用者数（人）】
 H25の延長保育の利用率を参考に、保育の量の見込みに連動して、増加させるものとする。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	公立保育所	-	-	343	301	319
	私立認可保育園	-	-	1,038	1,115	1,180
	計	-	-	1,381	1,416	1,499
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延長保育利用者数	1,551	1,602	1,634	1,646	1,664
確保方策（案）	延長保育利用者数	1,551	1,602	1,634	1,646	1,664
備 考						

確保方策（案）

全ての認可保育所において実施されており、今後の新設される施設についても延長保育対応を行い、実施率100%を継続していく。

※参考
 全国実施率：約73%（厚生労働省資料より）



(2) ②利用者支援事業 (利用者支援事業)

担当

幼児課

現 状

【H26より実施予定】

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなどの支援を行う。

量の見込み算出方法

●国手引きによる量の見込み

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、算出する。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	人員配置数					
箇所数						1
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	人員配置数	2	2	2	2	2
箇所数	1	1	1	1	1	
確保方策 (案)	人員配置数	2	2	2	2	2
	箇所数	1	1	1	1	1
備 考						

確保方策 (案)

幼稚園・保育所利用者の申し込み・相談に対応する市役所（幼児課）窓口と、子育て支援事業の円滑な利用を促進するため、児童育成クラブ等の情報提供、相談・助言に対応する子育て支援センター窓口に、経験や熟知した利用者支援員を配置する。

(2) ③多様な主体の参入促進事業

担当

幼児課

現 状

【H26より実施予定】

小規模保育事業を含め、特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業。

量の見込み算出方法

量の見込み算定対象外

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26(見込)
			-	-	-	-
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
		-	-	-	-	-
	参考：国手引き	-	-	-	-	-
確保方策(案)		-	-	-	-	-
備 考						

確保方策(案)

小規模保育事業等の新規参入施設における保育の質の確保を担保するために巡回指導員を配置する。

(2) ④放課後児童健全育成事業 (児童育成クラブ)

現 状	担当	子育て支援センター
<p>対象年齢：小学生 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図るため児童育成クラブ「のびっ子」を開設している。 各小学校区に1か所ずつ（計13か所、定員1,040人）設置。（運営は社会福祉法人等に委託）</p>		

量の見込み算出方法
<p>●国手引きによる見込み（小学生）【単位：入会希望者数（人）】 量の見込み（人）＝家庭類型別児童数（人）×利用意向率（割合）</p> <p>※低学年についてはH23～26の実績の平均伸び率を参考に利用者数を推計し算定する。 高学年については、潜在的な需要は段階的に発現するものと見込み、利用意向率がH27年度からH31年度に向けて、徐々に増加するものとし、ニーズ調査に基づき、算定している。</p>

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	入会希望者数		761	887	899	1,000
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	入会希望者数	1,323	1,384	1,441	1,518	1,591
確保方策（案）	確保数（定員）	1,320	1,450	1,450	1,530	1,600
	内訳（※1）	公設③：1040人 【新規】 民設⑦：280人	【新規】 公設①：90人 民設②：80人規模		【新規】 民設：80人規模	【新規】 民設：70人
備 考		※1）確保方策（案）の内訳中、○内の数字については、施設数 5月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課からの事務連絡に基づき、小学生調査の結果を「量の見込み」とする ・家庭類型別児童数（人）＝推計児童数（人）×潜在家庭類型（割合）				

確保方策（案）

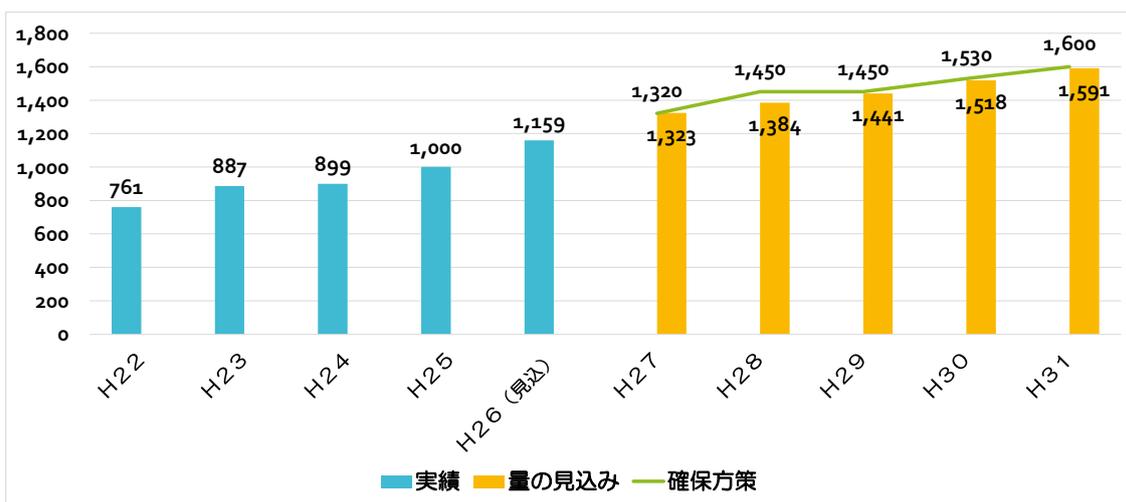
各小学校区に1か所公設児童育成クラブを設置するとともに、多様なニーズや待機児童対策として、40人規模の民設児童育成クラブを児童数の著しい増加の学区に設置し、近隣の小学校区の通所を可能とする。

新規整備予定

公設：1か所（90人）

民設：12か所（各40人）

（H27…7カ所、H28…2カ所、H30…2カ所、H31…1カ所）



(2) ⑤地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て支援センター)

	担当	子育て支援センター
--	----	-----------

現 状

- つどいの広場 対象年齢：3歳未満（市内3カ所）
子育て親子が気軽に集い、子どもの成長や健康などの育児について語り合い、相談や交流するための場を提供。
- 地域子育て支援センター 対象年齢：就学前（市内2カ所）
子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育園の資源を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行う。
- 子育て支援センター 対象年齢：就学前（市内1カ所）
子育て支援の総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる居場所の提供、子育て相談、子育て支援に関する幅広い情報の一元化と提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、人材育成、地域の中での子どもの預かりあいの促進等を実施。

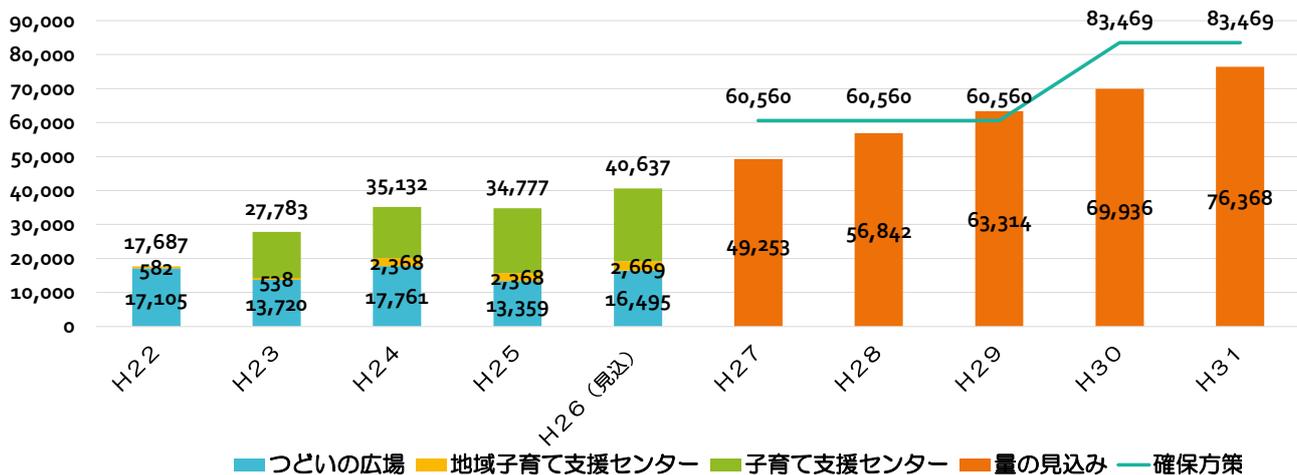
量の見込み算出方法

- 国手引きによる見込み【単位：延べ利用者数（人／年）】
 量の見込み（人／月）＝家庭類型別児童数（人）×利用意向
 ※量の見込みには、今後利用したいなど潜在的な需要を含むことから、潜在的な需要は段階的に発現するものと見込み、
 利用意向率は、H27年度からH31年度に向けて、徐々に増加するものとしている。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	つどいの広場		17,105	13,720	17,761	13,359
地域子育て支援センター		582	538	2,368	2,368	2,669
子育て支援センター			13,525	15,003	19,050	21,473
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用者数	49,253	56,842	63,314	69,936	76,368
確保方策（案）	延べ利用者数	60,560	60,560	60,560	83,469	83,469
	内訳	○つどいの広場 36,865人（4箇所） ○地域子育て支援センター 10,102人（2箇所） ○子育て支援センター 13,593人（1箇所）			【新規】 つどいの広場等（1箇所）22,909人	
備 考	・家庭類型別児童数（人）＝推計児童数（人）×潜在家庭類型（割合） ・利用意向＝利用意向率×利用意向回数（回／月） ・利用意向回数（回／月）＝ニーズ調査により把握した拠点等の平均利用回数（月）					

確保方策（案）

既存施設を活用し、量の見込みの確保を図っていく。また、平成30年度を目指して、新たな子育て支援施設を整備を図る。



(2) ⑥病児保育事業 (病児・病後児保育事業)

担当	子育て支援センター
----	-----------

現 状

対象年齢：6か月～小学3年生
 急な病気で集団保育が難しく保護者の方が仕事で忙しいときなどに、保育士や看護師がいる専用施設で一時的に児童を預かり、保育・看護を行う。

病児保育室オルミス H21年8月開設（定員4名）
 開室時間：月～金 午前8時～午後5時（最長午後7時）
 受託事業者：コス小児科

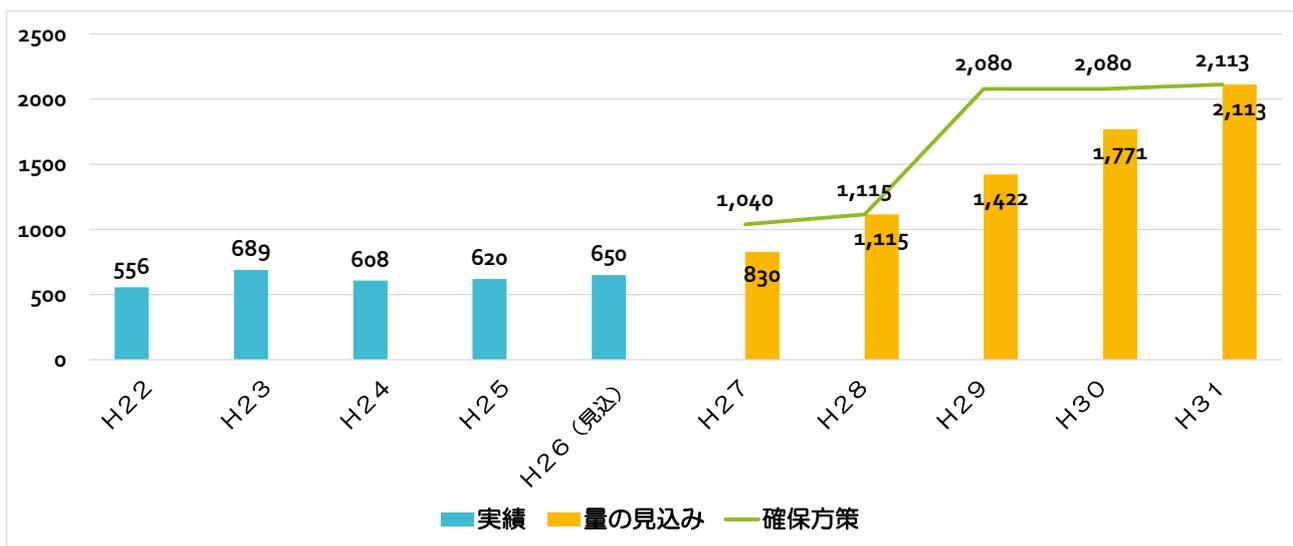
量の見込み算出方法

- 国手引きによる見込み【単位：延べ利用者数（人／年）】
 量の見込み（人日）＝家庭類型別児童数（人）×利用意向
 ※量の見込みには、今後利用したいなど潜在的な需要を含むことから、潜在的な需要は段階的に発現するものと見込み、
 利用意向率は、H27年度からH31年度に向けて、徐々に増加するものとしている。
- 本市独自の補正
 希望者のうち実際に利用する数を平成25年度の実績から算出。
 「延べ利用者数」＝「量の見込み」×利用率

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	延べ利用者数	556	689	608	620	650
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用者数	830	1,115	1,422	1,771	2,113
確保方策（案）	延べ利用者数	1,040	1,115	2,080	2,080	2,113
	内訳	病児保育室「オルミス」 1,040人	弾力運用	【新規】 需要の高い地域での新設等 1,040人		弾力運用
備 考	・家庭類型別児童数（人）＝推計児童数（人）×潜在家庭類型割合 ・利用意向＝利用意向率×利用意向日数（日） 利用率＝受診者／登録者 就学前＝181／837、小学生＝18／42					

確保方策（案）

利用希望者は多いが、病気になる実利用者はその1／4程度と実績から推測される。
 ニーズに見合うよう、人口増加の著しい地域への増設（1施設）を推進する。



(2) ⑦子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業)

担当

子育て支援センター

現 状

対象年齢：3カ月～小学6年生

保育所、幼稚園、放課後児童育成クラブ等への送迎サービスを中心に延べ3,316名（H25年度実績）の利用がある。子育て支援センターに設置された事業所にて、利用会員と提供会員のコーディネートを実施。

H25年度末時点

登録者数…利用会員：1,020名、提供会員：176名

活動者数…利用会員：146名、提供会員：48名

量の見込み算出方法

●本市独自の算定方法【単位：延べ利用者数（人／年）】

H26年度の保育所・幼稚園・児童育成クラブ利用者数・申込者数合計に対するファミリー・サポート・センター利用見込み数の比率（60.8％）を各年度の量の見込み合計にかけて算出。

※国手引きによる見込み

国の手引きでは、放課後の預かりとして放課後の居場所づくりを前提としているが、実質の当事業の内容としては、保育所、幼稚園、放課後児童育成クラブへの送迎サービスが主であり算出には、なじまない。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	延べ利用者数		2,958	3,287	3,099	3,316
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用者数		3,895	4,114	4,297	4,382
確保方策（案）	延べ利用数	3,895	4,114	4,297	4,382	4,474
備 考						

確保方策（案）

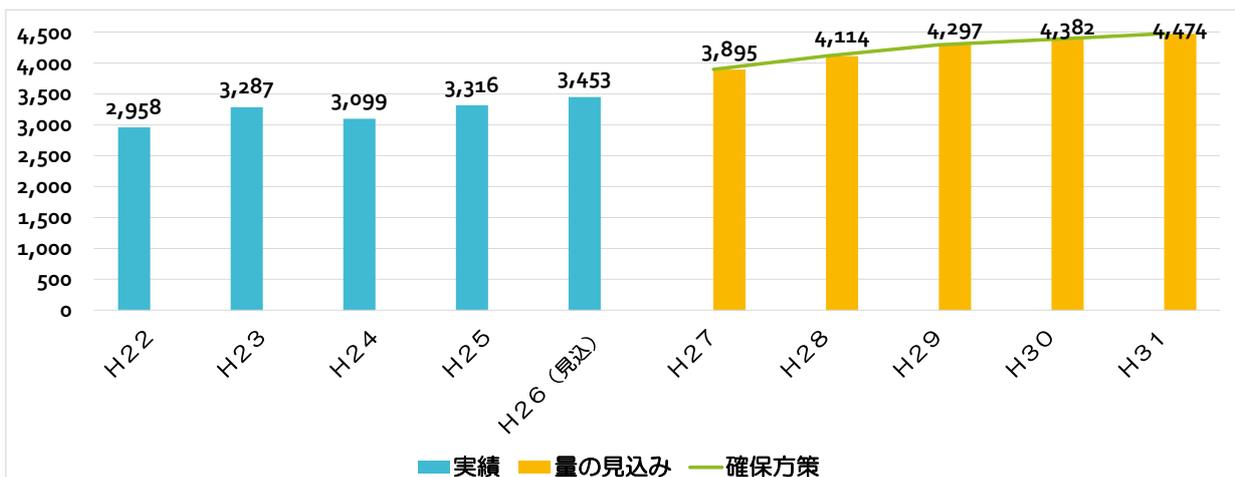
当事業は、利用会員と提供会員の相互援助を行っており、広報周知を図りながら、提供会員の増加（61名）を図る。

H31年度の必要提供会員の見込み

$4,474 \div \text{提供会員の平均活動回数} 69.1 \text{回} = \text{必要提供会員} 64.7 \text{人}$

$64.7 \div \text{コーディネート成立割合} 27.3\% = \text{登録提供会員} 237 \text{人}$

$237 \text{人} - 176 \text{人（H25年度）} = 61 \text{人増}$



(2) ⑧子育て短期支援事業

(子育て短期支援事業)

担当

子ども家庭課

現 状

対象年齢：0歳～18歳未満

●短期入所生活援助（ショートステイ）事業：（市内）24時間対応認可外保育施設2箇所、（市外）児童養護施設1箇所
保護者の病気等の理由で、子どもを家庭で養育できない場合、児童養護施設等で7日以内で子どもを預かり養育する。

●夜間養護（トワイライトステイ）事業：（市内）24時間対応認可外保育施設2箇所
保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要性を認めたとき、平日の夜間や休日に実施施設に一時的に子どもを預け養育する。

量の見込み算出方法

●国手引きによる量の見込み【単位：延べ利用日数】

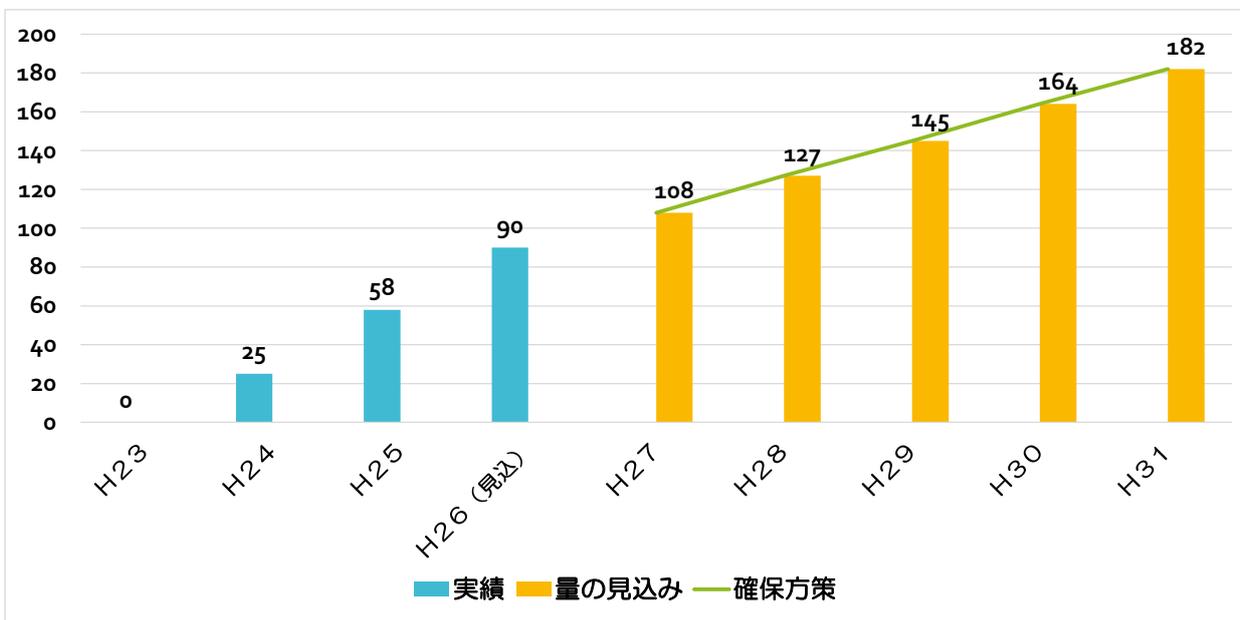
量の見込み（人日）＝家庭類型別児童数（人）×利用意向

※量の見込みには、今後利用したいなど潜在的な需要を含むことから、潜在的な需要は段階的に発現するものと見込み、利用意向率は、H27年度からH31年度に向けて、徐々に増加するものとしている。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	延べ利用日数	-	0	25	58	90
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用日数	108	127	145	164	182
確保方策（案）	延べ利用日数	108	127	145	164	182
備 考		<ul style="list-style-type: none"> 家庭類型別児童数（人）＝推計児童数（人）×潜在家庭類型（割合） 利用意向＝二一ス調査より把握した利用意向日数（日）×利用意向率（割合） 				

確保方策（案）

現行の指定施設で受け入れ可能な人数であり、3施設を維持する。



(2) ⑨養育支援事業・要保護児童等に対する支援に資する事業 (養育支援ヘルパー派遣事業、要保護児童対策地域協議会)

担当

子ども家庭課

現 状

●養育支援ヘルパー派遣事業 対象年齢：0歳～5歳児

保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対し、家事育児のヘルパーを派遣。
民間ヘルパー事業所4カ所に委託

●要保護児童対策地域協議会 対象年齢：0歳～18歳未満

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置。

H25 虐待相談対応 406件

量の見込み算出方法

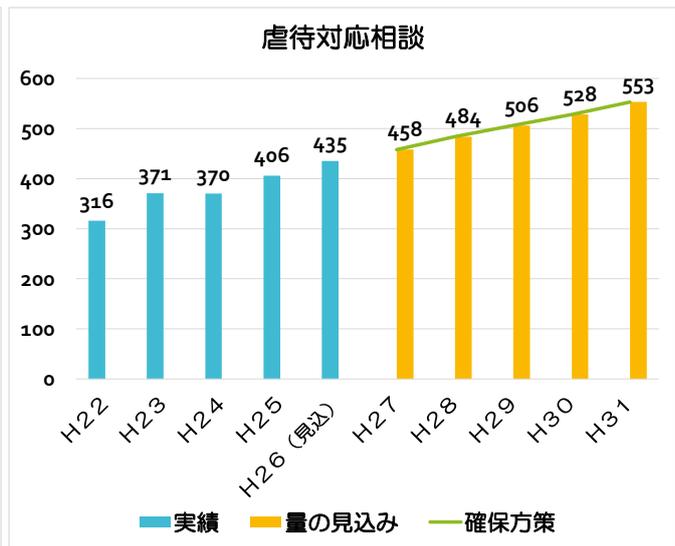
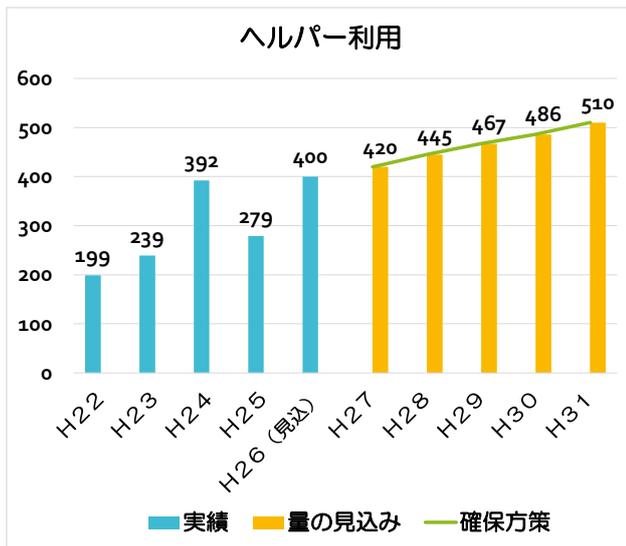
●本市独自の算出方法

- ・ヘルパー利用時間【単位：利用延時間】＝前年度ヘルパー延利用時間×児童虐待相談対応件数前年度比率
- ・児童虐待相談対応件数【単位：件】＝0歳～17歳の人口×虐待相談比率

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26(見込)
	ヘルパー延べ利用時間	199	239	392	279	400
児童虐待相談対応件数	316	371	370	406	435	
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	ヘルパー延べ利用時間	420	445	467	486	510
児童虐待相談対応件数	458	484	506	528	553	
確保方策(案)	ヘルパー延べ利用時間	420	445	467	486	510
	児童虐待相談対応件数	458	484	506	528	553
備 考	※児童虐待相談対応件数 児童虐待相談比率H21～H25の実績から年0.09%増加 ※ヘルパー利用延時間 相談件数の伸びから対前年度比105%増加					

確保方策(案)

- 養育支援ヘルパー派遣事業・・・現行事業所で受け入れ可能な量であり、委託4事業所を維持する。
- 児童虐待相談対応・・・相談員の資質向上を図るとともに、人員増等による相談体制の強化を行う。



(2) ⑩乳児家庭全戸訪問事業 (すこやか訪問事業、養育支援訪問事業)

担当	健康増進課／子育て支援センター
----	-----------------

現 状

- すこやか訪問事業 対象年齢：出生～生後6カ月
生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師または保健師が、生後6カ月頃に保育士が訪問し、児の発育・発達状況の確認と育児相談を行い、子育て支援に関する情報提供を実施。また、全数訪問することで育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげている。
- 養育支援訪問事業
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行う。

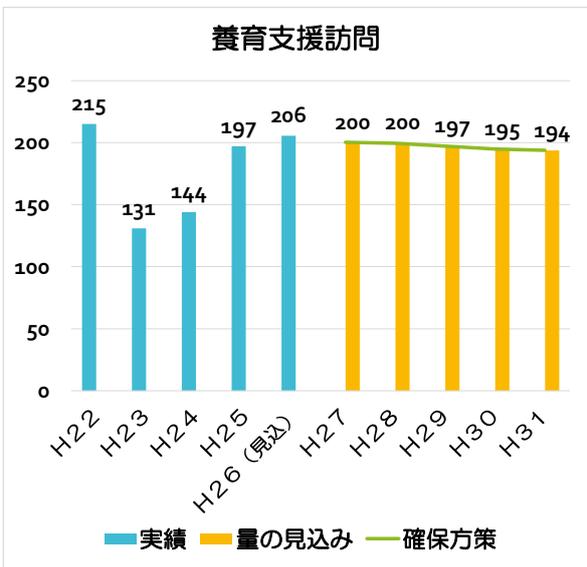
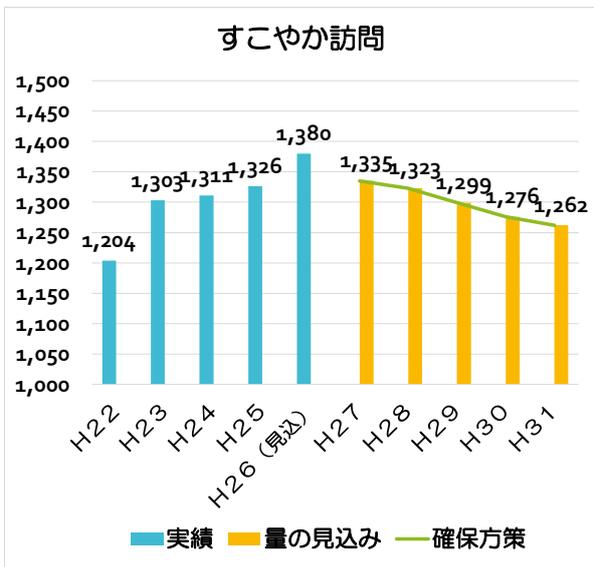
量の見込み算出方法

- 本市独自の算出方法【単位：訪問者数（人）】
- ・すこやか訪問見込み数＝0歳児推計人口＋H25年度里帰り訪問数（67件）
- ・養育支援訪問見込み数＝すこやか訪問者数×すこやか訪問に対する養育支援訪問の割合

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	すこやか訪問	1,204	1,303	1,311	1,326	1,380
養育支援訪問事業	215	131	144	197	206	
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	すこやか訪問	1,335	1,323	1,299	1,276	1,262
養育支援訪問事業	200	200	197	195	194	
確保方策（案）	すこやか訪問	1,335	1,323	1,299	1,276	1,262
	養育支援訪問事業	200	200	197	195	194
備 考	※すこやか訪問に対する養育支援訪問の割合 H25年度実績（14.81％）から虐待対応相談件数の伸び率（0.09％）ずつ増加させたもの H26…14.9％、H27…14.99％、H28…15.08％、H29…15.17％、H30…15.26％、 H31…15.35％					

確保方策（案）

対象者への周知を行うとともに、保健師と助産師による訪問を実施する。



(2) ⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業 (妊婦健診事業)

担当

健康増進課

現 状

対象年齢：妊婦全体

安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査費を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図っている。

一人当たりの助成上限額…94,560円 (H25年度～)

量の見込み算出方法

●本市独自の算出方法【単位：受診者数（人）】

H27～H31の乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みに、出産に至らなかった妊婦や転出入を考慮し、乖離の平均値である100人を加算。

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	妊婦健診受診者数 (人)		1,395	1,411	1,442	1,480
量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	妊婦健診受診者数 (人)	1,435	1,423	1,399	1,376	1,362
確保方策 (案)	妊婦健診受診者数 (人)	1,435	1,423	1,399	1,376	1,362
備 考	※加算する値はH23～H25の平均値から算出。 H23・・・92、H24・・・100、H25・・・116 平均・・・(92+100+116) / 3 ≒ 100					

確保方策 (案)

妊婦健診にかかる14回の公費負担を行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保する。

